

公園全体の植栽方針

(加筆修正案)

※赤字部分加筆修正

# 1. 植栽の方針

## 方針－1 公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方を踏襲する。

- 古来より継承されている樹林・樹木を保全し、自然の地勢に従った植栽とする。
- 植栽地の特性にあわせてマツ、スギ、サクラ、カエデを植栽し、これを基調とする。

## 方針－2 植栽樹種は、幽邃閑雅で表現される格調高い奈良公園の自然環境を育ててきた古来の樹種に限定する。

## 方針－3 ナンキンハゼは自然環境の保全に支障を来す恐れのあることから、原則として駆除する。但し、以下のものについては、植栽管理等により自然増殖を抑制する場合に限り、例外として駆除対象外とする。

- 例外を認めるもの
  - ① 奈良公園の景観の一部として欠かせないもの。
  - ② 公園の植栽として歴史的価値のあるもの。

## 方針－4 ナギは古来より継承されている範囲を保護するものとし、周囲の自然樹林地に拡大しているナギは抑制する。

## 方針－5 植栽との関わりが大きい名勝・史跡・天然記念物の保存・活用に配慮する。

- 奈良公園（名勝） 1922(大正 11) 指定
  - 春日神社境内ナギ樹林(天然記念物) 1923(大正 12) 指定
  - 春日山原始林（特別天然記念物） 1924(大正 13) 指定、1995(昭和 30) 特別天然記念物指定
  - 東大寺旧境内（史跡） 1932(昭和 7) 指定、1997（平成 9）正倉院追加指定
  - 興福寺旧境内（史跡） 1967(昭和 42) 指定
  - 春日大社境内イチイガシ巨樹群（市指定天然記念物） 1981（昭和 56）指定
  - 春日大社境内（史跡） 1985(昭和 60) 指定
- ※特別天然記念物春日山原始林の保護・保全は主に別途事業で行うものとする。

### ○各ゾーンの植栽計画・植栽管理計画において配慮すべき事項

- ①歴史的建造物の周辺植栽について
  - ・歴史的建造物等の文化財に近接する植栽地では、風雪や地震等による倒木や落枝が発生しても影響を及ぼさない様に樹種や配置、植栽管理に十分な配慮を行う。
- ②埋蔵された遺跡との関わりについて
  - ・埋蔵された遺跡がある場合又はその可能性が高い場合は、樹木の根系が影響を及ぼさないように配慮する。（「史跡等整備の手引きⅢ.技術編：文化庁文化財部記念物課監修」を参考とする。）

## 方針－6 主要動線の植栽は、動線の景観特性に配慮した植栽とする。

- 主要動線－1 登大路から東大寺大仏殿に向かう動線  
クロマツの連続性と視線が抜ける景観特性を活かした植栽とする。
- 主要動線－2 興福寺境内から国立博物館を抜ける動線  
変化するシーンにあわせた植栽とする。
- 主要動線－3 三条通から春日大社に向かう動線  
春日大社参道・三条通の眺望に配慮した植栽とする。

## 2. 配植の方針

### 方針－7 花木類は、奈良公園の歴史文化や景観との調和を図り、公園の魅力をアピールする配植とする。

- 植栽樹種（方針－2 参照）
  - 高木：ウメ、サクラ類、サルスベリ、フジ、カエデ類、シダレヤナギ、モクレン類
  - 中低木：ツバキ、アセビ
  - 避けるべき外来種：ハナミズキ、タイサンボクなど
- 配植方針（配植案は42頁の図参照）
  - ①歴史文化的に重要な花木類を保全・継承する。
    - いわれのある花木類
    - 明治～大正より受け継がれた樹木や大木
  - ②景観的に重要な花木類を保全・継承する。
    - 歴史的建造物や河川・池沼と一体となった花木類
    - 花見や紅葉狩などの利用が多い花木類
    - 動線の修景効果が大きい花木類
- 各ゾーンの植栽計画において配慮すべき事項
  - ③マツやスギ、芝地等の花木類の背景となる植栽と調和した配植とする。
  - ④立地や他の植栽との関わりから花木類の魅力が引き出せない場合は、花木植栽を控える。
  - ⑤開花期の他に新緑期、紅葉期、落葉期の景観に配慮した配植とする。

## 方針－8 サクラ類は、既存の樹種・品種を基本に開花期の違いを活かした配植とする。

(※方針8は方針7に基づいてサクラの樹種・品種の検討を行う。)

### ○植栽樹種・品種

ソメイヨシノ、ナラノココノエザクラ、ナラノヤエザクラを基本種とする。

### ○配植方針

①樹種・品種の混植を控え、できるだけ同じ開花期のサクラ類をまとめて配植する。

開花期区分 第1期 エドヒガンなど

第2期 ソメイヨシノ、ヤマザクラなど

第3期 ナラノココノエザクラなど

第4期 ナラノヤエザクラなど

②各植栽地の歴史文化特性や景観特性を尊重した配植とする。

・歴史性のある樹種・品種は、保全・継承・再生する。

・重要な眺望景観の構成要素となるサクラ類は、眺望に配慮した配植とする。

### ○各ゾーンの植栽計画において配慮すべき事項

③多様な園芸品種のサクラ類は、庭園や見本園などを主体に配植する。

④開花時期の違いを活かした配植を検討する。

⑤樹種・品種による寿命の違いに留意した配植を検討する。

⑥樹種・品種の検討にあたっては、**既存樹木の樹種・品種を参考に配植を検討する。**

## 方針－9 常緑・落葉広葉樹は、歴史文化的経緯や自然特性に基づいた配植とし、植栽地の立地特性や他の植栽との調和に配慮する。

### ○植栽樹種（方針－2 参照）

常緑広葉樹：アラカシ、イチイガシ、シラカシ、コジイ、スダジイ、クスノキ、ナナミノキ

落葉広葉樹：アキニレ、エノキ、ケヤキ、ムクノキ、イヌシデ、ムクロジ、イチヨウ

※イチヨウは針葉樹であるが、景観特性が落葉広葉樹に近いことからこの項に含める。

### ○配植方針

#### ① 古都に相応しい大径木の保護・育成に配慮した配植とする。

- ・ 現存する大径木の保護と後継樹の育成に配慮した配植とする。

#### ② 歴史文化的経緯や自然特性に由来する大径木の分布傾向を参考に配植する。

- ・ 歴史文化的経緯による樹種分布を尊重した配植とする。

春日大社、手向山神社に大径木が多く見られる樹種：イチイガシ

手向山神社や春日大社など神社にのみ見られる樹種：オガタマノキ

平坦部の草地やその周辺に点在する大径木が多い樹種：クスノキ

東大寺(旧境内地含む)に大径木が多く見られる樹種：イチヨウ

- ・ 自然植生の傾向に基づいた配植とする。

水系沿いに大径木が多く見られる樹種：ケヤキ、エノキ

山地に大径木が多く見られる樹種：ウラジロガシ、イヌシデ、コナラ、ムクノキ

### ○各ゾーンの植栽計画・植栽管理計画において配慮すべき事項

#### ③ 各植栽地の景観との調和に配慮した植栽とする。

- ・ 常緑・落葉広葉樹は、マツ林や花木林や芝地への配植は控え目とする。これらに混植する場合は、樹木生長にあわせて密度管理を行う。
- ・ 眺望景観への影響が大きい植栽地は、樹高に配慮して配植する。
- ・ 視線の遮蔽が必要な植栽地は、常緑広葉樹を優先して配植する。

## 方針－１０ 針葉樹は、公園開設当初から受け継がれている基本的な考え方に基づき配植する。

### ○植栽樹種（方針－２参照）

基本種：クロマツ、アカマツ、スギ、モミ（アカマツの代替として）

その他の種：ヒノキ、モミ、カヤ、イヌマキ、イブキなど

避けるべき外来種：メタセコイア、ヒマラヤスギなど

### ○配植方針

①古都に相応しい大径木の保護・育成に配慮した植栽とする。

・現存する大径木の保護と後継樹の育成に配慮した配植とする。

②公園植栽の基調となる針葉樹として、マツ類、スギ、モミを配植する。

・春日大社旧境内、手向山神社から二月堂、五百立山：スギ

・興福寺から国立博物館、東大寺大仏殿に至る範囲及び周辺：クロマツ

・浅茅ヶ原南部から鷺池、荒池周辺：アカマツ

・手向山神社から若草山山麓、新公会堂庭園東部に至る範囲：モミ（既存針葉樹であるモミをアカマツの代替とする。）

### ○各ゾーンの植栽管理計画において配慮すべき事項

③マツ類は、**薬剤樹幹注入や被害材の撤去等の松食い虫対策を確実に実施する。**

④**マツ類の松食い虫対策の一環として、早期に抵抗性品種の補植を実施する。**

※松食い虫はマツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによって引き起こされるマツ材線虫病の被害（マツ枯れ）を指すもので、総合的な被害対策が必要とされている。

### 3. 管理の方針

方針－11 植栽管理は、樹林、樹木、芝地・草地、庭園に大別し、それぞれの特性に応じて植栽管理を実施する。

○樹木管理

個体単位で管理する樹木を対象とする。低木や生垣、列植などは、群を樹木個体同様に扱う。フジなどの木本つる植物は原則として樹木として扱う。

○芝地・草地管理：

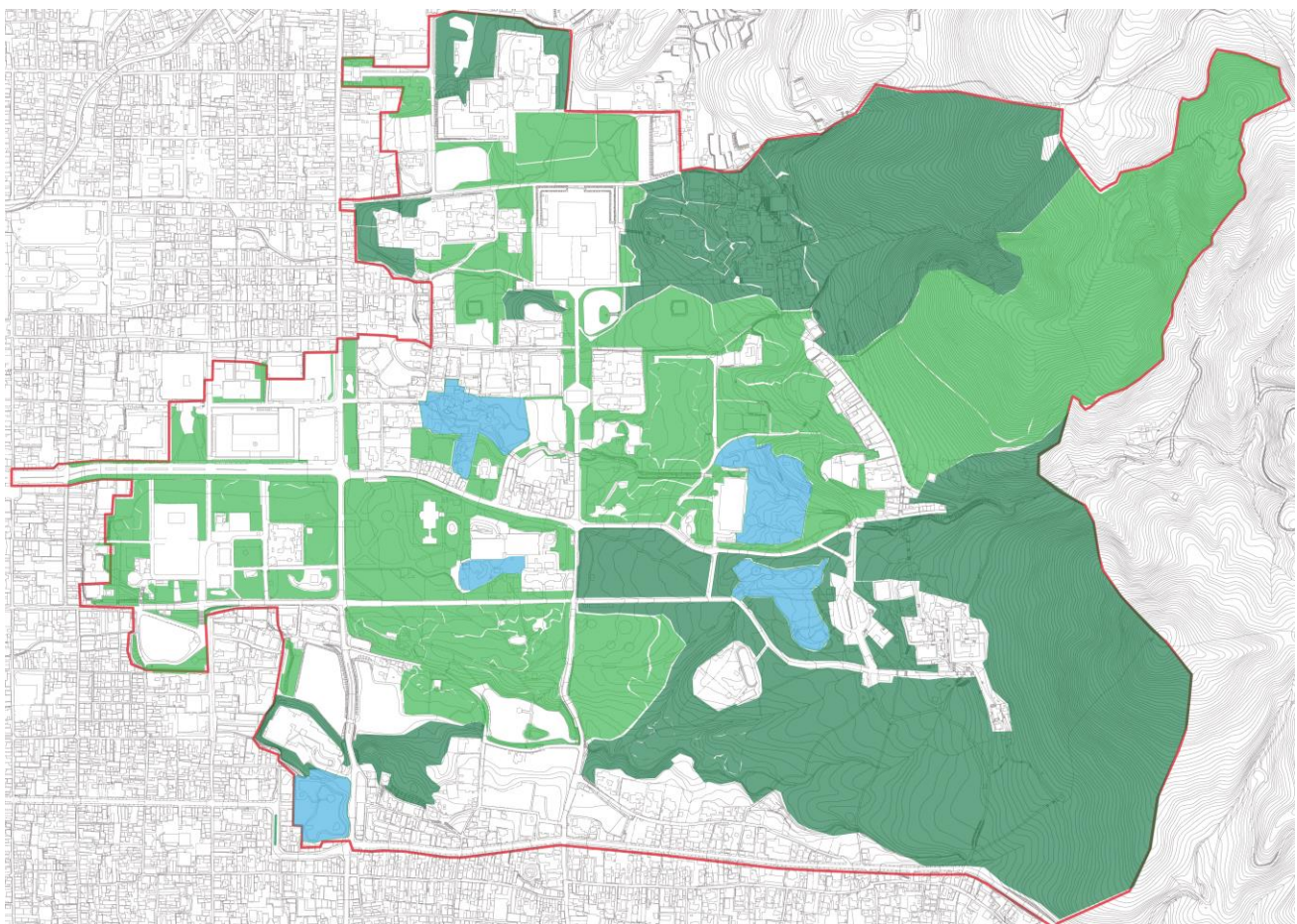
ある程度まとまりを持った芝地や草地を対象とする。

○樹林管理：

ある程度まとまりを持った規模の樹林で、群単位管理するものを対象とする。但し、樹林管理対象地に位置する重要樹木については、樹木管理の対象とする。

○庭園管理：

シカの立ち入りが制限されている庭園を対象とする。高木、低木、草花、芝地等が細密に配置され高密度な管理を必要とすることが多いことから、他と区分する。



計画区域   
  樹木管理・草地管理   
 ※白地は計画対象外又は未区分  
 樹林管理   
 本図は鬱閉度区分（H24）をもとに編集した。  
 庭園管理   
 図：植栽管理タイプ区分（試案）

## 方針－１２ 植栽管理は、安全管理、育成管理、景観管理の３つの視点から実施する。

### ○安全管理

- ・安全管理は、倒木や落枝など植栽に起因する事故等を未然に防ぐ対策を実施する。

### ○育成管理

- ・育成管理は、植物の健全な生育を促すため、生育環境の改善や病虫害の防除を実施する。
- ・育成管理は、良好な樹形や開花のため、必要に応じて施肥や剪定などを実施する。
- ・育成管理は、樹木や樹林等の更新を実施する。

### ○景観管理

- ・景観管理は、目標景観を実現するため、樹形や樹高、樹木密度などを維持・調整する。

## 方針－１３ 植栽管理は、植栽管理計画に基づき計画的に実施し、管理状況を記録する。

### ○植栽管理計画

植栽管理計画は、年間管理計画と中期管理計画により構成する。

- ・年間管理計画：植物のサイクルが１年であることを踏まえ、管理作業が適期に実行できるよう年間管理計画を策定する。
- ・中期管理計画：長期的な視点から当面実施すべき管理作業について年次計画（５年～１０年程度）を策定する。
- ・計画の更新：植栽管理計画は、５年毎に計画の進捗や効果を評価して、計画を更新する。

### ○管理記録

#### ・植栽管理台帳

樹木管理及び庭園管理の対象となる樹木については樹木管理台帳を作成し、管理履歴や樹木の生育状況等を記録する。

#### ・定点写真

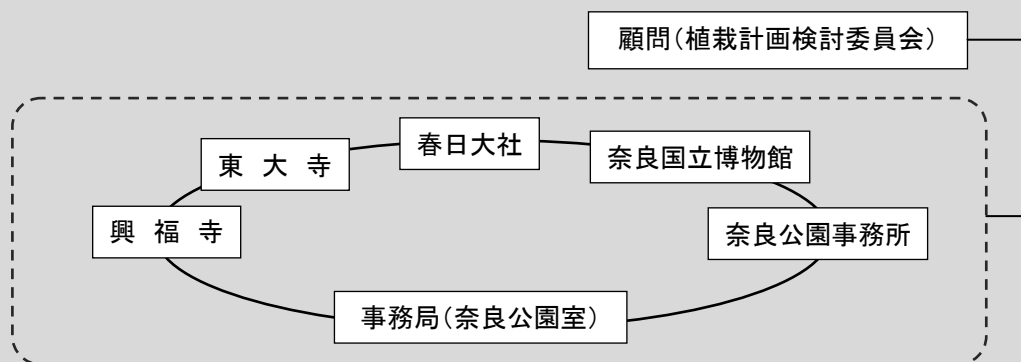
植栽の季節変化や経年変化を把握するため、公園内に定点を設定し定期的に写真撮影を行い、記録する。



**方針－１４ 植栽管理は、各管理者による実施を原則とし、連携・協調が必要な重要な課題については協議会を設置して取り組む。**

○協調・連携が必要な重要な管理項目

- ・ マツ類の保護・育成のための植栽管理
- ・ 重要な眺望景観の保全・活用のための植栽管理



図：組織構成イメージ

○協調・連携のための方策（案）－「マツ類の保護・育成のための植栽管理」の例

- ・ 病虫害防除など協調して取り組むべき作業に関するガイドラインや管理計画を策定する。
- ・ 病虫害防除や抵抗性品種の育苗、定期点検など規模効果が高いものを、協議会を通じて一元的に実施することにより、管理コストの低減や平準化を図る。